平成２３年（フ）第３４９号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1273番地７
債務者　清水　健介
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５０号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1273番地７
債務者　清水冨士子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３６９号
埼玉県東松山市美土里町６番８号　メゾンフジＡ棟202
債務者　川島由紀子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８９９号
千葉県市川市中山１丁目17番６号　ケントピア中山206号
債務者　中務　健一
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３３号
千葉市中央区生実町2508番地３
債務者　秋山つかさ
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４３号
千葉市花見川区花見川２番２棟208号
債務者　泉　　直人
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５８号
千葉市花見川区花見川２番３棟210号
債務者　中島美奈子（旧姓稲田）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８２号
千葉県市川市欠真間２丁目３番３号　市川荘
債務者　松田　幸咲
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９１号
千葉県八千代市佐山142番地
債務者　市原　敏夫
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００３号
千葉県船橋市二和東１丁目12番１号
債務者　高橋　悦子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１４号
千葉県市原市東五所33番地１　弘岡ハイツ101
債務者　月岡　紋子（旧姓飯田）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８５６号
愛知県瀬戸市泉町13番地
債務者　関川　惠介
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１７号
名古屋市西区城西５丁目６番20号　大塚ハイツ202号
債務者　桜井守こと　櫻井　　守
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２１号
名古屋市西区上橋町230番地　エテルノカーサ101号
債務者　桑原　理香
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２９号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅10棟307号
債務者　平田・アドリアナ・ヒトミこと　ヒラタ・アドリアナ・ヒトミ
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市辻井９丁目８番18号　フレグランス辻井201
債務者　久保田ユリカ
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４６９号
兵庫県赤穂市加里屋56番地の15　イダビル301
債務者　梶川千恵子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部